

指定特定施設入居者生活介護、指定介護予防特定施設入居者生活介護
利用料金

令和 6年 6月 1日

(1) 基本料金

① 特定施設入居者生活介護

1日あたりの利用者自己負担1割の料金	
要支援1	183円
要支援2	313円
要介護1	542円
要介護2	609円
要介護3	679円
要介護4	744円
要介護5	813円

② 加算(1割相当額)

ADL維持等加算(Ⅰ) 1月につき30円	看取り介護加算(Ⅰ)
ADL維持等加算(Ⅱ) 1月につき60円	(1)死亡日以前31日以上45日以下 1日につき72円
夜間看護体制加算(Ⅱ) 1日につき9円	(2)死亡日以前4日以上30日以下 1日につき144円
協力医療機関連携加算 1月につき100円	(3)死亡日の前日及び前々日 1日につき680円
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ) 1月につき10円	(4)死亡日 1日につき1,280円
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ) 1月につき5円	
科学的介護推進体制加算 1月につき40円	生産性向上推進体制(Ⅱ) 1月につき10円
退居時情報提供加算 入院1回のみ250円	新興感染症等施設療養費 発生時1日につき240円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 1日につき22円	

③ 処遇改善加算等

介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(①+②) × 0.128円
---------------	----------------

※利用料金は負担割合に応じた金額となります。

*退居時情報提供加算は、医療機関へ退所する入所者等について同意を得て、当該入所者等の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に、入所者等1人につき1回に限り算定する。

*新興感染症等施設療養費は、入所者等が別に厚生労働省が定める感染症に感染(R6.6.1現在において指定感染症はない)した場合に相談、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入所者等に対し、適切な感染対策を行った上で、該当する介護サービスを行った場合に、1月に1回、連続する5日を限度として算定する。

*ADL維持等加算は、利用者など(当該施設等の評価対象利用期間が6月を超える者)の総数が10人以上であること、かつ、利用者等全員について、利用開始月と、当該月の翌月から起算して6月目(6月目にサービスの利用がない場合はサービス利用があった最終月)において、Barthel Indexを適切に評価できる者がADL値を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に提出していること。評価対象利用者等の調整済ADL利得を平均して得た値が3以上であること。

(2) その他自己負担となるもの（保険対象外の費用で全額利用者負担となるもの）

- ① 特別な介護費用（本人が希望するオムツ代等）
- ② その他の実費
 - ・レクリエーションに係る費用等の自己負担分
 - ・理美容代
 - ・医療費、インフルエンザワクチン等自己負担分
 - ・親和会費
 - ・生活雑貨、消耗品等
 - ・各種税金等

(3) 支払い方法

利用料は、当月請求分を翌月末までに利用者名義の口座からお支払いいただきます。